

## 第 6 号議案 NPO 法改正による定款の変更(定款の抜粋)

### 第 9 章 雑則

(公告)

第 51 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 21 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(委任)

第 52 条 この法人の運営について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正会員	入会金	100,000 円	会費	120,000 円/年
(2) 利用会員	入会金	30,000 円	会費	36,000 円/年
(3) 賛助会員	入会金	50,000 円	会費	60,000 円/年
(4) 特別賛助会員	入会金	0 円	会費	0 円/年
(5) ファミリー会員	入会金	0 円	会費	1,200 円/年
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 6 月 30 日までとする。

(1) 理事長	氏名	東樋口 護
(2) 副理事長	氏名	小山 茂雄
(3) 理 事	氏名	中澤 伸文 鈴森 素子 佐藤 原二
(4) 監 事	氏名	秋久 至
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この定款は、下記のように定め、改訂、承認を受けた。
  - ・平成 13 (2001) 年 12 月 18 日 設立総会にて 定款を承認
  - ・平成 14 (2002) 年 4 月 30 日 大阪府の定款承認
  - ・平成 18 (2006) 年 12 月 20 日 大阪府定款変更承認 (議事録署名人他)
  - ・平成 26 (2014) 年 5 月 24 日 定時総会で定款変更承認

現行定款の写しである。

特定非営利活動法人住宅長期保証支援センター

理 事 鈴森 素子 ⑨